

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	市川地区 (轟木、和野、高屋敷、赤畠尻引、向谷地、浜市川、橋向、古馬藏)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月25日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の平均年齢が66歳と高齢化が進み、担い手が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積が多く、新たな受け手の確保が必要である。

県内最大のいちご産地である当市の中心的地区で、JA八戸の生産組織に加え、特産野菜として生産・販売推進を目的とした「八戸苺生産組合」が組織化されているほか、ブランド化・協議会立ち上げ・異業種交流への参加など積極的な生産者や、稲作では比較的大規模な面積の耕作者が多いのが特徴等、多様な担い手が存在する。

また、集落営農組織が放棄地増加に歯止めをかけているが、後継者確保が課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、いちご、小麦、大豆を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。

特産野菜であるいちごの中心的産地、ブランド牛の産地、集落営農組織活動も活発であることから、マスコミ等や市主催イベント等により継続的に情報発信し認知度を高め、入作希望者の受入れの促進に繋げていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	659.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	536 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農業委員会(農業委員、農地利用最適化推進委員)や市を中心として担い手の貸借意向等の情報を収集し、担い手(認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農組織)や農地バンク・基盤法利用者を中心に利用集積を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸借は農地バンクの活用を基本とし、担い手の経営意向を尊重した集約化を進める。また、農業委員会に大規模農地の貸借希望があった場合は農地バンク担当部署へ誘導してもらうなど連携し積極的に活用させる。

(3) 基盤整備事業への取組方針

具体的な基盤整備事業の話はないが、希望がある場合は制度説明の機会を設ける。

貸借は農地バンクの活用を基本とし、契約更新の際は近隣地の状況を聞き取り、保全管理されている場合は貸借を勧奨するなど機会毎に声掛けを行い、徐々に集積を進める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

「八戸いちご」が教科書の副読本に採用されたほか、ブランド牛とともに地元紙等に度々取り上げられている。また、市ではいちごや畜産に特化したイベントを開催しPRを行っているほか、調査栽培のうえ生産組合や農家と定期的に情報交換会を実施し、連携・情報共有に取組んでいる。一部若手の担い手は農場見学会や協議会を立ち上げ若手農家へ異業種交流参加を促しており、農業に対する興味・関心を醸成し経営体の確保に取組んでいる。国道と大型輸送道路があり利便性が高いことから、市内外からの通勤型農業も含め、入作を希望する多様な経営体の受入れを促進していくことにより対応していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

集落営農組織や機械設備を持つ農家に、稲刈り等一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的対策はなく各農家が個別対応している。農作物被害があった場合は農作物被害確認部署へ連絡後現地確認のうえ、捕獲希望がある場合は農作物被害確認部署⇒鳥獣害担当部署へ連絡後、鳥獣被害対策実施隊が出動し罠の設置を行っている。

②一部農業者が鶏糞堆肥を使用している。

③、④、⑨営農法人が自動コンバインを導入しているほか、畜産法人が輸出や堆肥を生産し販売している。

⑦集落営農組織が離農者農地で大豆や小麦を輪作しているほか、1地区で多面的機能支払交付金により保全管理に活用されている。